

福島県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る一部負担金支払の免除に関する規則

(令和3年福島県後期高齢者医療広域連合規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第69条第1項第2号の規定に基づき、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る福島県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の一部負担金支払の免除（以下「一部負担金支払の免除」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(免除対象者)

第2条 福島県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域に住所を有し、又は有していた福島県後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者」という。）であつて、次の各号のいずれかに該当する者（以下「免除対象者」という。）について、法第67条に規定する一部負担金の支払を免除することができる。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する被保険者（以下「上位所得層」という。）を除く。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行った者
- (2) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指示の対象となっていた者
- (3) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住していたため避難を行った者
- (4) 前3号に準ずる者として広域連合長が認めた者

(免除期間)

第3条 前条の規定により一部負担金の支払を免除する期間は、令和3年3月1日から令和4年2月28日までとする。ただし、次の表の左欄に掲げる者については、中欄に掲げる所得の区分に応じ、同表の右欄に定める期間とする。

免除対象者	所得区分	免除期間
前条第1号に該当する者（同項第4号で準ずる者を含む。）であつて、本部長の指示により平成26	令和元年上位所得層かつ令和2年上位所得層以外	令和3年8月1日から令和4年2月28日まで

年4月1日から令和2年3月10日までの間に避難の指定が解除された地域の者	令和元年上位所得層以外かつ令和2年上位所得層	令和3年3月1日から同年7月31日まで
前条第2号に該当する者（同項第4号で準ずる者を含む。）であって、平成23年9月30日から平成29年3月31日までの間に指定が解除された地域の者	令和元年上位所得層かつ令和2年上位所得層以外	令和3年8月1日から令和4年2月28日まで
	令和元年上位所得層以外かつ令和2年上位所得層	令和3年3月1日から同年7月31日まで
前条第3号に該当する者（同項第4号で準ずる者を含む。）であって、平成24年12月14日及び平成26年12月28日に特定が解除された地域の者	令和元年上位所得層かつ令和2年上位所得層以外	令和3年8月1日から令和3年2月28日まで
	令和元年上位所得層以外かつ令和2年上位所得層	令和3年3月1日から同年7月31日まで

（免除の申請）

第4条 免除対象者は、一部負担金支払の免除を申請する場合は、東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金支払免除申請書（様式第1号）を広域連合長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類が添付されていなければならない。

- (1) り災証明書又は被災証明書
- (2) その他申請理由を証明する資料

3 広域連合長は、第1項の申請書に形式上の不備があると認めるときは、一部負担金支払の免除を申請した者（以下「免除申請者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、広域連合長は、免除申請者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（免除の承認）

第5条 広域連合長は、前条の規定による申請があった場合は、次の各号に掲げるときを除き、一部負担金支払の免除を承認するものとする。

- (1) 免除申請者が第2条及び第3条のいずれにも該当しないとき。
- (2) 前号の該当性を判断するに当たって、免除申請者が調査に協力しない、又は消極的であるために必要な調査ができないとき。

2 前項第2号の必要な調査とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 内容の真偽について該当する市町村に調査を依頼すること。
- (2) 免除申請者に対して、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は質問をすること。

（申請に対する措置）

第6条 広域連合長は、第4条に規定する申請に係る一部負担金支払の免除を承認する決定をした場合は、免除申請者に対し、後期高齢者医療一部負担金免除証明書（様式第2号）を交付しなければならない。

2 広域連合長は、第4条に規定する申請に係る一部負担金支払の免除を承認しない決定をした場合は、免除申請者に対し、その旨を後期高齢者医療一部負担金支払免除不承認通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

（免除の承認決定等の期限）

第7条 前条各項の決定は、申請があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第4条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

（市町村長による申し出）

第8条 第4条の規定にかかわらず、市町村長が被災事実を把握している場合であつて、免除対象者に代わって申請することが適当と認められるときは、市町村長は、広域連合長に対し、一部負担金支払免除の申し出をすることができる。この場合において、当該申し出は、東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金支払免除申出書（様式第4号）を提出してしなければならない。

2 第6条の規定は、前項の場合に準用する。

（免除の取消）

第9条 広域連合長は、偽りの申請その他不正な方法により、一部負担金支払の免除を受けたと認められる被保険者を発見した場合は、直ちに当該一部負担金支払の免除を取消すものとする。この場合において、広域連合長は、東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金支払免除取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 前項の被保険者が保険医療機関等で療養の給付を受けているときは、広域連合長は、直ちに次に掲げる事項を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者が前項の取消の前日までに支払を免除された一部負担金を徴収するものとする。

(1) 免除を取り消した旨

(2) 取消の年月日

3 第1項の規定により一部負担金支払の免除を取り消された被保険者は、広域連合長に対し、第6条第1項（前条第2項で準用する場合を含む。）の規定により交付された後期高齢者医療一部負担金免除証明書を速やかに返還しなければならない。

（一部負担金免除証明書の提示）

第10条 第6条第1項（第8条第2項で準用する場合を含む。）の規定により後期高齢者医療一部負担金免除証明書の交付を受けた被保険者は、保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、被保険者証に添えて後期高齢者医療一部負担金免除証明書を提示しなければならない。

（一部負担金の還付）

第11条 第6条第1項（第8条第2項で準用する場合を含む。）の規定により後期高齢者医療一部負担金免除証明書の交付を受けた被保険者であつて、免除期間中に保険医療機関等で一部負担金を支払った者は、広域連合長に対し、当該一部負担金の還付を申請することができる。

2 前項の申請は、東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金還付申請書（様式第6号）を提出してしなければならない。この場合において、当該申請書には、や

むを得ない事情があると認められる場合を除き、支払った一部負担金に係る領収書（その額を確認することができる書類を含む。）を添付しなければならない。

（還付等の決定通知）

第12条 広域連合長は、前条第1項に規定する申請に係る還付の決定をする場合は、還付申請者に対し、その旨を東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金還付支給決定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。

2 広域連合長は、前条第1項に規定する申請に係る還付をしない（申請に係る一部負担金がない場合を含む。）決定をした場合は、還付申請者に対し、その旨を東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金還付申請却下通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

（県への報告）

第13条 広域連合長は、必要に応じて、一部負担金の免除の実施状況を福島県に対して報告するものとする。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、一部負担金支払の免除に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。